河内長野市立天見小学校　いじめ防止基本方針

Ⅰいじめ問題に関する基本的な考え方

１．いじめとは

「いじめ」とは「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなうものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

（注 1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注 2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注 3）　「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注 4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注 5）けんか等を除く。

２．いじめに関する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、本校の教育目標である「知・徳・体の調和の取れた、人間性豊かな子どもの育成」のため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③いじめはいじめられる側に問題があるという見方は間違っている。

④いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。

⑤いじめ問題は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱいじめの未然防止に向けて、学校は思いやりの風土を育成する

①人権教育を充実させ、生命尊重の精神や思いやりの気持ちを育てる。
②一人ひとりの子どもができる喜び・わかる喜びが実感できる授業にするための、指導方法の工夫改善に努める。
③道徳の授業や体験授業により他者と深く関わる体験を重ね、よりよい人間関係を構築する能力を養う。
④体験授業の充実により、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念や、感動する心に自ら気付き、体得させる。
⑤豊かな人間関係を築くためのアサーショントレーニングやソーシャルスキルトレーニングを、教育活動に取り入れる。

Ⅲ年間の取り組み計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
４月	いじめ防止基本方針について検討 小中連絡会議 児童に対する情報交換	学級ルール作り たて割り班活動	カウンセリング案内 学級懇談会
５月	児童に対する情報交換 小中生指・支援連絡会	てくてくテーリング	いじめ対策について説明・啓発（PTA 総会）
６月	児童に対する情報交換 人権講演会 小中連絡会議	児童朝会・全校遊び 人権アンケート①	人権講演会
７月	児童に対する情報交換 小中生指・支援連絡会 小中校区人権研修会	地区児童会	学期末懇談会
８月	児童に対する情報交換 職員研修（道徳教育研修・カウンセラーや SSW 等を活用した研修）		
９月	児童に対する情報交換	全校遊び　非行防止教室 犯罪被害防止教室	カウンセリング案内
10 月	児童に対する情報交換	天見小まつりの計画立案 人権アンケート②	
11 月	児童に対する情報交換	天見小まつり・ふれあい参観	ふれあい参観
12 月	児童に対する情報交換 学校教育自己診断 校区人権研修会	地区児童会	学期末懇談会 学校教育自己診断
1 月	児童に対する情報交換 人権研修	たて割り班遊び 人権アンケート③	カウンセリング案内 ハッピープロジェクト
2 月	児童に対する情報交換	６年ふれあい参観・お別れ会計画	6 年ふれあい参観 学級懇談会
3 月	児童に対する情報交換 年度末反省 小中生指・支援連絡会	お別れ会 次年度の地区児童会	学校教育自己診断結果開示

Ⅳいじめの早期発見について

①日々の観察をきめ細かく行う。
②子どもたちの気になる言動を察知した場合には、チームで適切な指導を行ない、人間関係の修復にあたる。
③連絡帳などの活用により、担任と子ども、保護者が日ごろから連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
④教育相談を実施するほか、日常生活の中での教職員の声かけなど、子どもが日ごろから気軽に相談できる環境を作る。
⑤人権アンケートを年３回実施する。

Ⅴ早期対応

問題を軽視することなく、早期に適切な対応を第一に、いじめられている子どもの苦痛を取り除き、解決に向けて、学校全体で対応する。また、いじめを再発防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

Ⅰ．いじめ情報をキャッチしたら

（１）正確な実態把握をする。
①訴えの内容、発覚経路の確認
②被害状況の把握および事実確認のための役割分担【複数の教職員で対応】
・被害児童から聞き取りと聞き取った内容の整理（時系列）
・加害児童から聞き取りと聞き取った内容の整理（時系列）

（２）いじめ防止対策委員会
①情報の共有
・確定された事実とさらに確認すべき内容の整理　・いじめの拡がりの把握
②対応方針の決定（確認）
・被害児童や保護者への対応　　・加害児童や保護者への対応
・学級（学年）等全体への指導（観衆・傍観者を含む）
③組織的対応・専門家や関係機関との連携

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行ない、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みをする。その際、いじめの状況により市教育委員会に報告し、指導と支援を仰ぐ。

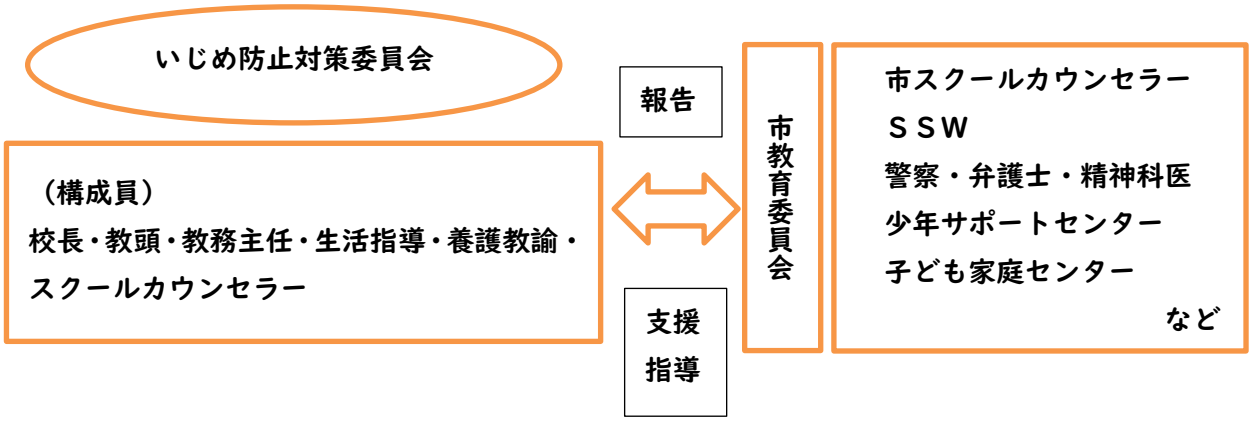

２．再発防止に向けて

①いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行ない、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
②教育相談・日記・手紙などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める。
③被害児童の良さを見つけ、ほめたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
④被害児童、加害児童の双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
⑤いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む。その上、実践計画を立てて、いじめのない学級・いじめのない学校作りへの取り組みを強化する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、
①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。（少なくとも３か月を目安とするが学校の判断により長期の期間を設定する。）
②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。（被害者本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。）
これらの用件が満たされている場合であり、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童および加害児童を、日常的に注意深く観察する。

Ⅵ重大事態への対処について

（１）重大事態とは
①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（児童生徒が自殺を企図した場合など）
②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

（２）重大事態の報告
①学校は、被害児童と加害児童、及びそれぞれの保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
②質問紙調査により得られたアンケートについては、被害児童や加害児童またはその保護者に提供する場合がある。また、事案によっては学年および学校のすべての保護者に説明する是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者集会の開催を実施する。

Ⅶネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活し、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

また、総合的な学習の時間・道徳の授業で情報モラル教育を実施し、保護者においても、これらについて理解を求める。

■いじめ緊急対応マニュアル（さ・し・す・せ・そ）【学校用】■

【　さ：最悪の事態を想定して　し：慎重に　す：素早く　せ：誠意をもって　そ：組織をあげて対応する　】

◇いじめのレベルを知る◇

レベル１	１対１の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等
レベル２	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視等
レベル３	レベル２が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベル４	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベル５	万引き強要・ケガを伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・ＰＴＳＤと診断される、自傷行為、死を語る

◇いじめ対応の基本的な流れ◇

①いじめ情報のキャッチ（認知）、些細なトラブルは即指導

◆担任→学年主任→生徒指導主事→管理職《１日目（その日の内）に対応》

報告

【いじめと認知、判断した時】

②レベル２以上の場合⇒事実関係の正確な把握、情報収集、問題状況の把握理解、サポートチームの構築

◆関係教職員→→加害者、被害者、他児童生徒等→→管理職・関係教職員

（事情聴取・情報収集）　（情報の突合せ・報告・指示）

１）遅くとも２日目までに　正確な事実把握、情報収集を行う。

２）担任等は、電話連絡や家庭訪問をして現時点までの報告を保護者に行う。

３）遅くとも３日目までに、いじめ対策連絡会議等を開き、対応策を実行する。

４）５日以上たって解決が見られないときは、再度連絡会議で対応策を検討する。

（※誰が、誰に、いつまでに、何をするか、関係機関との連携も含め、目標を立てる。）

５）保護者へ対応策を正確に示し、協力を願う。以降、情報提供をこまめに行う。

◇いじめ対応のポイント、留意点◇

ア）小さな危機を見逃していないか。

イ）「あなたを全力で守る」決意とメッセージを伝えているか。

ウ）訴え、申し出があったその日に行動しているか。

エ）学校、学年、学級全員の問題として取組んでいるか。

オ）管理職のリーダーシップを発揮しているか。